

町田市職員措置請求書

1. 請求の要旨

◇誰が（請求の対象職員）

- ・町田市長（北部丘陵整備課）

◇いつ、どのような財務会計行為を行っているか。

①業務委託契約書

- ・委託件名 : 環境学習林整備事業
- ・契約確定日 : 2009年8月24日
- ・履行期限 : 2009.8.24~2010.3.19

- ②上記契約についてNPO法人「町田発ゼロ・ウェイストの会」の見積書をもとに、委託契約金2,666,080円を支払った。

◇その行為は、どのような理由で違法、不当なのか。

委託業者を決定する手続きにおいては公平性、透明性が求められるが、委託料の積算等においても同様だと考える。

委託料の積算が不透明では業者決定の妥当性について説明ができないが、一方、委託料の算定方法を明確に示しえたとしても、その後のフォローがなければ委託料の支払いに疑義が残る。このこと、即ち、公平性・透明性の確保は、契約のなかでも特命随意契約においては、決定的に重要であると考ええる。

当該事業の委託先のNPO法人がすでに公表している『2009年度 特定非営利活動に係る事業の会計 部門別収支計算書』と『町田市と委託契約し請求した金額』に差異が生じている。町田市が委託料の支出先での使用内容、或は、決算内容の検証をせずに支払ったことは不適切であると考ええる。

◇その結果、どのような損害が市に生じているのか。

契約および委託料支出の透明性が疑われ、委託事業が経済性・効率性等の観点から見ても妥当であったか疑義が残る。また市民の税金が不当に使われることとなる。

◇どのような措置を請求するのか。

- ①町田市は委託先のNPO法人に対し、事業活動の支出明細と委託料の清算書を提出させ、委託料の確定・清算を行い、差額を返還させること。
- ②前述のような不適切な事態が再発しないよう行政における仕組み作りを要望する。

2. 請求者

- 別紙：①NPO法人「町田発・ゼロ・ウェイストの会」総会議案書（他2件との共用資料）
②契約原義書・③見積書／内訳・④業務委託契約書・⑤業務委託仕様書
⑥東京都緊急雇用創出区市町村補助金 委託契約当の実績報告書
⑦支出命令書・⑧-1 出来高報告書・⑧-2 出来高報告書

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成22年6月2日

町田市監査委員 殿

10町監第77号の3
2010年7月29日

請求人

町田市監査委員	小	西	弘	子
同	木	下	健	治
同	佐	藤	洋	子
同	藤	田		学

町田市住民監査請求監査結果通知書
(町田市職員措置請求について)

2010年6月2日付けで請求のあった標記のことについて、地方自治法第242条第4項の規定により、監査した結果を次のとおり通知します。

(注) 年の表記は、原則として西暦を用いている。

第 1 請求の受付

1 請求人

2 請求書の提出

2010年6月2日

3 請求の内容

(1) 主張事実(要旨)

町田市(以下「市」という。)は、NPO法人「町田発・ゼロ・ウェイストの会」(以下「NPO法人」という。)と環境学習林整備事業委託契約(以下「委託契約」という。)を締結している。市はNPO法人に対し、委託料266万6,080円を支払っている。しかし、NPO法人が公表している「2009年度特定非営利活動に係る事業の会計 部門別収支計算書」によると、この事業に要した支出額は206万5,563円であり差異が生じている。

このことから、市が委託料の支出先での使用内容、あるいは、決算内容を検証せずに支払ったことは不適切な支出であると考ええる。

(2) 措置要求

- ア 市はNPO法人に対し、事業活動の支出明細と委託料の精算書を提出させ、委託料の確定・精算を行い差額の返還を求めるなど必要な措置を講じること。
- イ 今後、本件のような不適切な事態が再発しないよう行政における仕組み作りをすること。

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

市が、NPO法人に対し委託料として支払った266万6,080円は違法・不当な公金の支出であるか否かを監査対象とした。

2 監査対象部課

経済観光部北部丘陵整備課（以下「北部丘陵整備課」という。）を監査対象とした。

3 証拠の提出及び陳述

請求人は、事実証明書①～⑦及び⑧－1及び2（後記）を提出した。

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、2010年6月21日に請求人の陳述の聴取を行った。

請求人から、新たな証拠の提出として、事実証明書⑨（後記）の追加提出があった。請求人の陳述の際、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、北部丘陵整備課職員が立ち会った。

また、同日に北部丘陵担当部長の陳述の聴取を行った。その際、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

4 関係職員に対する事情聴取

2010年7月5日に北部丘陵担当部長及び北部丘陵整備課担当係長に対して事情聴取を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 市とNPO法人との委託契約について

市はNPO法人から提出された見積書の内容を精査し、2009年8月24日に契約金額266万6,080円でNPO法人と委託契約を締結した。

(2) 委託契約の環境学習林整備事業委託仕様書（以下「仕様書」という。）によれば、以下のとおりである。

ア 業務の対象（整備箇所）

町名	地番	面積 (㎡)	地目
上小山田町	635	264	畑
上小山田町	637-1	1,147	山林
上小山田町	637-2	449	畑
上小山田町	751	588	山林
上小山田町	753-3	970	山林
上小山田町	753-4	1,330	山林
上小山田町	754	1,940	畑
上小山田町	755	1,338	畑
上小山田町	756	1,004	畑

上小山田町	757-1	1,573	山林
下小山田町	2463	3,130	山林
計		13,733	

イ 業務の内容

- (ア) 散策路整備（草刈り、竹切り、整地作業等、道幅2m）
- (イ) 樹林地整備（草刈り、低木の伐採、倒木の処理、竹切り、樹林地内通路の整備）
- (ウ) 竹林整備（竹の間引き、清掃）

ウ 履行期限

契約日から2010年3月19日まで

エ 特記仕様書

委託契約の対象である環境学習林整備事業（以下「事業」という。）は、東京都緊急雇用創出区市町村補助金（以下「補助金」という。）の補助対象事業である。

事業は、仕様書のほかに東京都緊急雇用創出区市町村補助金事業に関する特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に基づき、以下のとおり実施されるものである。

- (ア) 受託者は、委託契約締結前に、業務の予定期間及び終了予定期日、予定される事業費及び人件費、事業に従事する予定の全雇用（就業）者数及び新規雇用（就業）者数、事業に従事する予定の全雇用（就業）者の延べ人日数、新規雇用の募集方法の各項目について市の承認を受けなければならないが、業務が終了したときには、これらの事項を内容に含む実績報告を作成し市に提出しなければならないとされている。
- (イ) 受託者は業務の事業費に占める人件費の割合を5割以上とすること、人件費等の経費は、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適正な水準とすること、また、新規雇用（就業）者を1人以上従事させるものとし、その者は原則として失業者を採用することとされている。
- (ウ) 受託者は、前記（イ）の新規雇用者の採用に当たっては、広く募集に努めること、募集は公共職業安定所等への求人申込み等の方法によるものとされている。
- (エ) 受託者は、新規雇用（就業）者を採用する際に、雇用契約書、雇入通知書、その他雇用（就業）の条件を明らかにする書面を本人に交付することとされている。

(3) 委託契約の履行状況について

ア 2009年8月21日付けでNPO法人から市に対し、補助金に係わる「委託契約等の計画書」（以下「計画書」という。）が提出された。

計画書によると、予定される事業費は266万6,080円、そのうち人件費は187万2千円であり、事業に従事する予定の新規雇用（就業）者数は8

人、そのうち失業者数は2人であった。同日、北部丘陵整備課は計画書を承認した。

イ 2010年3月2日付けで「委託契約等の実績報告書」（以下「実績報告書」という。）が提出された。

実績報告書によると、事業費の確定金額は266万6,080円、そのうち人件費は180万1,600円であり、事業費に占める人件費の割合は67.6%であった。また、新規雇用（就業）者数は7人であり、そのうち失業者数は2人であった。

ウ 実績報告書によると、NPO法人は公共職業安定所への求人申込みを行っていた。

エ 実績報告書によると、NPO法人と新規雇用（就業）者は、雇用契約を取り交わしており、雇用契約書の写しが市に提出されていた。

(4) 委託料の支払について

ア 1回目

委託契約の仕様書に基づく前金払として、NPO法人から市に対して2009年9月1日付けで79万9千円の請求書が提出され、同年9月15日に契約金額相当額266万6,080円の10分の3である請求金額79万9千円（千円未満は切捨て）を支払った。

イ 2回目

委託契約の仕様書に基づく部分払として、NPO法人から市に対して2010年1月5日付けで出来高報告書の提出があった。市は同年1月8日付けで一部完了を認め検査合格証を作成した。同年1月15日付けでNPO法人から市に対して請求書が提出され、同年1月29日に履行部分に相応する契約金額相当額の10分の9から前払金79万9千円を差し引いた請求金額50万7千円（千円未満は切捨て）を支払った。

ウ 3回目

委託契約に基づく業務が完了したことを受けて、NPO法人から市に対して2010年3月2日付けで出来高報告書の提出があった。市は同日付けで完了検査に合格したことを認め検査合格証を作成した。同月4日付けでNPO法人から市に対して請求書が提出され、同月17日に契約金額の残金である請求金額136万800円を支払った。

2 関係職員の説明

(1) 事業の目的及び内容について

北部丘陵地域の貴重な谷戸山の環境を維持していくためには、多くの市民にこの地域の価値や魅力を知ってもらうとともに、次世代の子どもたちにも地域のすばらしさや現状の課題を知ってもらうことが必要であると認識している。その一環として小学校の環境学習の場として活用するため、必要な樹林地等の整備を行うことを目的としている。

市立小山田小学校に隣接した市の所有地、約13,700㎡を対象地として、草刈りや樹木伐採などの樹林地整備、密集した竹の間引きなどの竹林整備、草刈りや整地などによる散策路整備が主な内容である。

(2) 補助金について

事業については市費で実施する予定であったが、2008年度に補助金が創設されたことを受け、補助対象事業として実施した。

補助対象事業は、全庁的なものであり、東京都に対する補助金交付申請等関連事務は、政策経営部において行った。東京都に対して、2009年5月19日に補助金交付申請を行い、2010年4月15日に補助金実績報告を行った。

NPO法人から提出された実績報告書を確認し、特記仕様書に従って事業が行われたことを認めた。

(3) 業務の履行確認等について

事業の業務開始に当たっては、NPO法人と十分な打ち合わせを行うとともに、現地において施工場所、範囲などの確認、指示をした。また、施工期間中においても、北部丘陵整備課の担当者が現地の状況を確認するとともに、必要な指示を行った。

業務完了に伴う検査に当たっては、現地の確認、及び受託者から提出された報告書に添付された写真並びに作業日報により仕様書に規定された業務が完了しているか確認を行った。北部丘陵整備課の担当者が確認、指示のために現地に行っている回数は延べ10回である。

3 判断

本件請求において請求人は、町田市長がNPO法人に対し支出した委託料とNPO法人が委託業務に要した費用の差異が違法・不当な公金の支出であり、これにより市が被った損害につき、差額相当額の返還を求めるなど損害を補填するための必要な措置及び今後の損害を未然に防止するための行政の仕組み作りを求めていると解される。

そこで、以下このことについて、前記事実関係の確認、関係職員の説明、関係資料の調査に基づき、次のように判断する。

(1) 市がNPO法人に支出した委託料は、違法・不当な支出であるか

ア 補助金に係わることについて

事業は特記仕様書に基づいて行われており、そのことが確認されている。

イ 業務の履行確認について

北部丘陵整備課の担当者が現地を確認し、またNPO法人から提出された仕様書に基づく成果品である報告書の確認を行い、北部丘陵整備課長が検査合格証を作成している。

ウ 町田市長がNPO法人に対し支出した委託料とNPO法人が委託業務に要

した費用の差異について

委託契約では、NPO法人は契約に定められた業務を市に提供する義務を負うものであり、一方、市はNPO法人が契約上の義務を履行していれば委託料を支払う義務を負う。上記のとおり、NPO法人は契約上の義務を履行している。

以上のことから、本件支出は違法・不当な支出とはいえない。

4 結論

本件支出は違法・不当な支出ではないことから、請求人の主張には理由がない。

資料（町田市職員措置請求書）

町田市職員措置請求書

1. 請求の要旨

◇誰が（請求の対象職員）

- ・町田市長（北部丘陵整備課）

◇いつ、どのような財務会計行為を行っているか。

① 業務委託契約書

- ・委託件名：環境学習林整備事業
- ・契約確定日：2009年8月24日
- ・履行期限：2009. 8. 24～2010. 3. 19

② 上記契約についてNPO法人「町田発ゼロ・ウェイストの会」の見積書をもとに、委託契約金2,666,080円を支払った。

◇その行為は、どのような理由で違法、不当なのか。

委託業者を決定する手続きにおいては公平性、透明性が求められるが、委託料の積算等においても同様だと考える。

委託料の積算が不透明では業者決定の妥当性について説明ができないが、一方、委託料の算定方法を明確に示しえたとしても、その後のフォローがなければ委託料の支払いに疑義が残る。このこと、即ち、公平性・透明性の確保は、契約のなかでも特命随意契約においては、決定的に重要であると考ええる。

当該事業の委託先のNPO法人がすでに公表している『2009年度 特定非営利活動に係る事業の会計 部門別収支計算書』と『町田市と委託契約し請求した金額』に差異が生じている。

町田市が委託料の支出先での使用内容、或は、決算内容の検証をせずに支払ったことは不適切であると考ええる。

◇その結果、どのような損害が市に生じているのか。

契約および委託料の支出の透明性が疑われ、委託事業の経済性・効率性等の観点から見ても妥当であったか疑問が残る。また市民の税金が不当に使われることとなる。

◇どのような措置を請求するのか。

- ①町田市は委託先のNPO法人に対し、事業活動の支出明細と委託料の清算書を提出させ、委託料の確定・清算を行い、差額を返還させること。
- ②前述のような不適切な事態が再発しないよう行政における仕組み作りを要望する。

別紙：①NPO法人「町田発・ゼロ・ウェイストの会」総会議案書（他2件との共用資料）・②契約原義書・③見積書/内訳・④業務委託契約書・⑤業務委託仕様書・⑥東京都緊急雇用創出区市町村補助金委託契約等の実績報告書・⑦支出命令書・⑧-1 出来高報告書・⑧-2 出来高報告書

(以上、原文のまま掲載)

6月21日に請求人から、事実証明書の追加として「別紙⑨ 請求内訳書」の提出があった。